

精華町第2次環境基本計画
精華町環境ビジョン2020
～環境交都をめざして～
（中間改訂版）

素案

令和7（2025）年 月

第1章 精華町第2次環境基本計画とは

1-1 計画策定の趣旨

精華町は、木津川やため池・田畑など、水と緑豊かな水辺空間をはじめ、緩やかな丘陵地の樹林などの自然環境で形成されています。

わたしたちは、「京都議定書誕生の地・京都府」において、これら水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできました。また、関西文化学術研究都市としての新しい町並み・景観とのバランスのとれたまちづくりに取り組んでいます。

また、精華町では、平成23(2011)年2月に「精華町環境基本計画」を策定し、環境日記に代表される環境学習の取り組みや、精華町環境プラットホーム[※]や年次報告書などによるパートナーシップ[※]の取り組み、新クリーンセンターの稼働などに伴う取り組みなどを進めてきました。

しかしながら、人口減少社会やライフスタイル[※]の変化等を背景に、里山の荒廃や遊休農地[※]の増加、食品ロス[※]の問題、気候変動影響の顕在化による災害等の多発、海洋プラスチック問題[※]など、身近な問題から地球規模の問題まで、環境に関する課題はますます深刻な状況となっています。

これらの課題を受け、国内外では、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）[※]やパリ協定[※]が採択され、国では循環、気候変動への対応、生物多様性、環境教育等について法整備が進んでいます。国内でも令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを達成するという脱炭素化の目標が掲げられています。

SDGs[※]は国、府、市町村、事業者、住民などあらゆる主体の目標であるとともに、「誰ひとり取り残さない」また、「統合的」に取り組んでいくことが重要とうたわれています。

さらに、SDGs[※]の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上や地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏[※]」の取り組みが提唱され、環境政策を進めるには、住民・事業者・住民団体等・行政の全ての人々が主体となり、多分野と連携・協力しながら、長期的な視点に立った総合的な施策展開が求められています。

そこで、**精華町では、本町の特性を活かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、多様な主体による取り組みの推進と次世代への精華町の環境の継承を推進することを目的に、令和3年(2021)年3月に「精華町第2次環境基本計画」を策定しました。そして、その目標年度である令和12(2030)年度までの中間期にあたる令和8(2026)年3月に、この間の取り組みと社会情勢の変化を反映するため、計画の中間見直しを行いました。**

1-2 計画の役割と位置づけ

本計画は、精華町の特徴を生かし、環境の保全と環境資源を利用した地域活性化をめざした将来の目標を定めるとともに、その実現に向けた施策を効果的に進めるための指針を示し、町の諸計画を環境面から支えるものと位置づけます。

この計画は国の「環境基本計画」や府の「京都府環境基本計画」、また、町の上位計画となる「**精華町第6次総合計画（令和5(2023)年3月策定)**」と「**精華町環境基本条例（平成23(2011)年3月31日条例第11号)**」に基づき策定し、町の関連計画との連携を図っています。

また、第2次環境基本計画策定以後に策定した、「**精華町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画**」、**「精華町地球温暖化対策実行計画」**などの関連計画とも整合性を図っています。

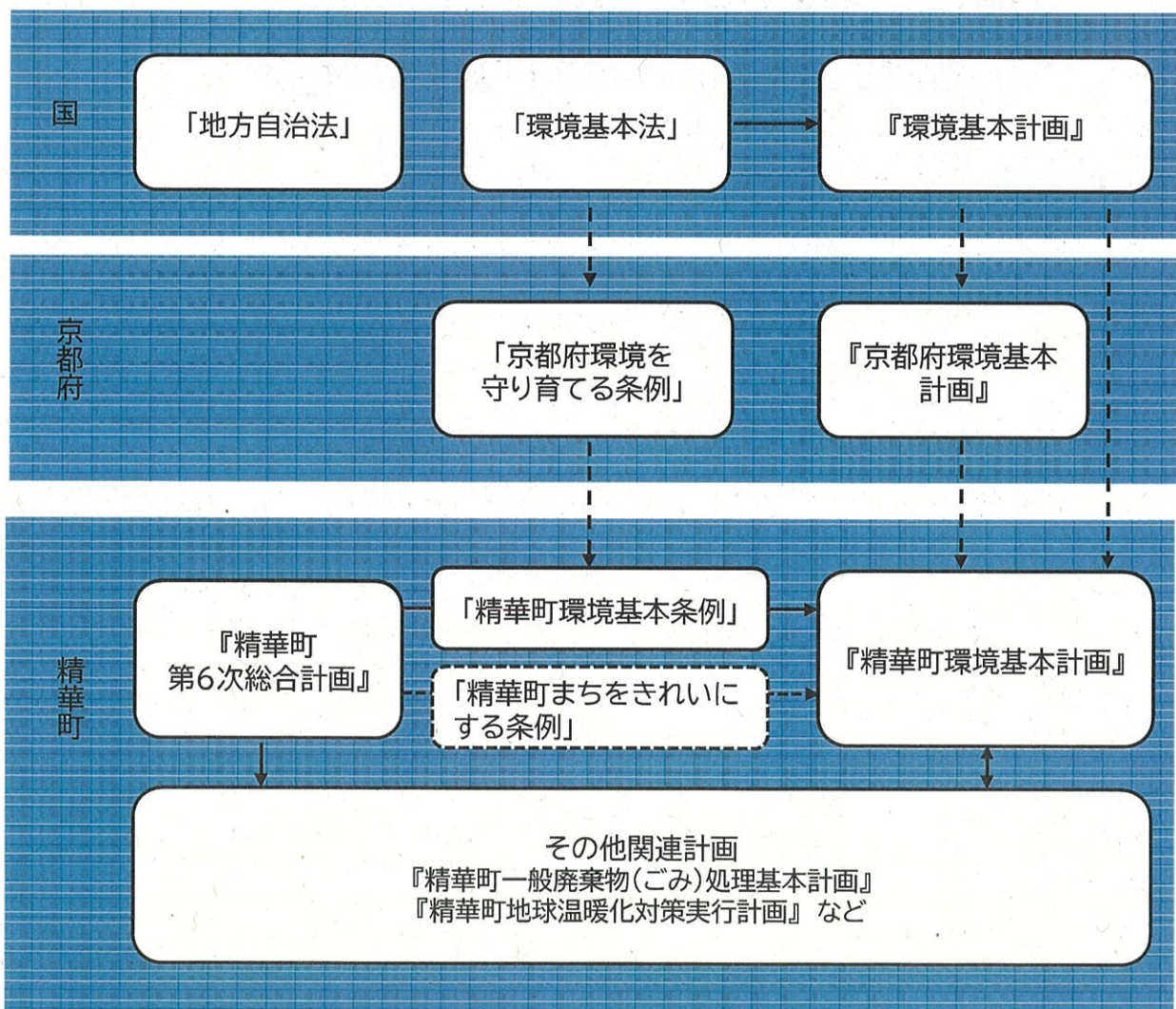


図 計画の役割と位置づけ

1-3 計画の期間

本計画も令和 32(2050)年度を見据えながら、令和 12(2030)年度を目標年度とした計画策定を行います。

なお、社会情勢などの変化に応じて計画を見直し、改訂しています。

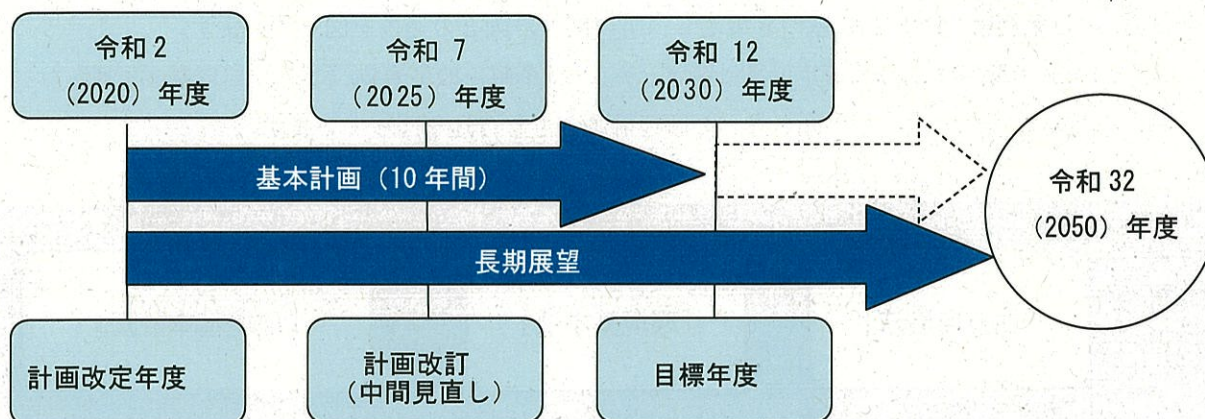


図 計画の期間

1-4 計画の対象範囲

● 対象地域

精華町全域を対象地域とします。

ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、町単独では解決が容易でない問題については、周辺自治体や府・国との連携を図り、その解決の役割を分担します。

● 環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

自然環境	森林、農地、水辺などの自然環境、生物多様性 など
生活環境	資源循環（ごみの減量化・再資源化、廃棄物処理）、美化 など
都市環境	大気、水、騒音・振動、悪臭、景観、交通 など
地球環境	気候変動への対応（再生可能エネルギー・省エネルギー）、気候変動影響 など

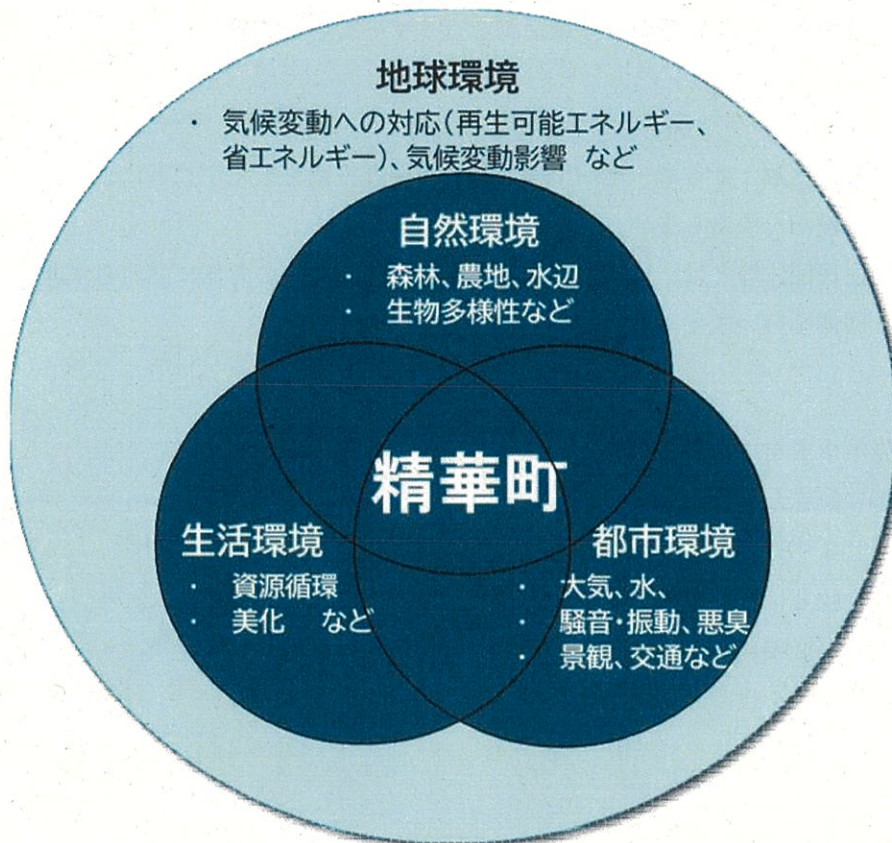


図 計画の対象範囲

1-5 取り組みの主体と役割

環境に関する取り組みは、各部署での施策や住民、事業者、住民団体等の自発的な取り組みの中でも展開されています。また、SDGs*やパリ協定*等を受け、住民、事業者、住民団体等の環境への関心も高まりつつあり、本計画の取り組みの主体は、住民、事業者、住民団体等及び行政の全ての人とします。また、個々の主体とパートナーシップ*により計画の実現に向けて取り組みます。

● 住民

住民は良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、計画の推進に参画し協力する役割を果たします。

ここでいう住民とは、精華町に在住、在勤、在学のすべての人をいいます。

● 事業者

環境への負荷軽減を自主的かつ積極的に進め、環境保全活動や環境保全に関する事業活動を推進することなどにより、計画の推進に協力する役割を果たします。

ここでいう事業者とは、精華町で事業活動を行うすべての事業者をいいます。

● 住民団体等

住民、事業者、行政とともに、地域での活動の重要な役割を果たすことにより、計画の推進に努め、協力する役割を果たします。

ここでいう住民団体等とは、住民などが行う自発的で法人格の有無に関わらず非営利の社会貢献活動を行う団体をいいます。

● 行政

すべての施策事業を推進するに当たって、環境への影響に配慮し、計画の実現に取り組む役割を果たします。

ここでいう行政とは、精華町の行政に関わる組織、職員及び必要に応じて関連する自治体などとの情報提供や役割分担などの連携をいいます。

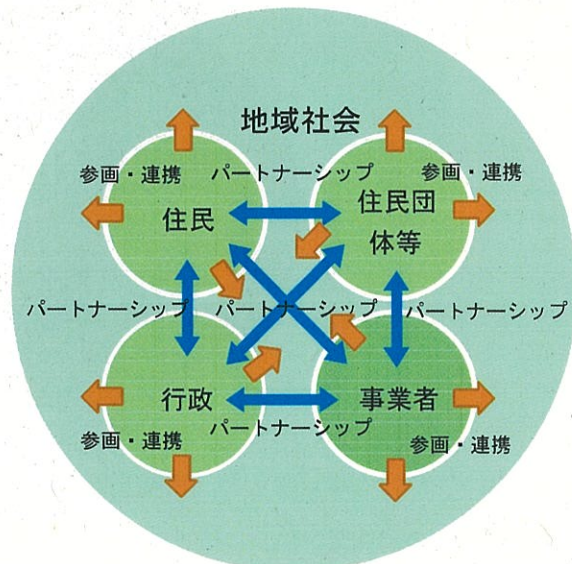


図 住民・事業者・住民団体等・行政それぞれが主体となった協働による地域づくりのイメージ

1-6 15年間の取り組み及び総括

(1) この15年間の取り組み

精華町においても、精華町環境基本計画に基づいて環境学習、パートナーシップ*、循環などについての取り組みが進みました。

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 22 年 (2010 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」(名古屋)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性保全活動促進法」(国) 「新京都府環境基本計画」策定(府) 「京都府地球温暖化対策条例」改正(府) 「地球温暖化対策プラン」改定(府) けいはんなエコシティ次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト(府ほか) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町環境基本計画等検討委員会」設置 「精華町環境基本計画」策定 「精華環境プラットホーム*」開始 「精華町環境基本条例」制定
平成 23 年 (2011 年)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災(3.11)発生 	<ul style="list-style-type: none"> 「再生可能エネルギー特別措置法」施行(国) 「京都府地球温暖化対策推進計画」改定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町まちをきれいにする条例」施行 「精華町環境推進委員会」設置 「第1回精華町環境シンポジウム」開催 「打ち水イベント」開始
平成 24 年 (2012 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第4次環境基本計画」策定(国) 生物多様性国家戦略2012-2020閣議決定(国) 「再生可能エネルギー特別措置法(FIT法)」制定(国) 「小型家電リサイクル法」制定(国) 「都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)」制定(国) 「京都府庁の省エネ・創エネ実行プラン」策(府) 	<ul style="list-style-type: none"> 「環境報告書～精華町の環境」開始 「役場職員を対象とした環境研修会」開催 「精華町電気自動車導入補助金交付」開始 「精華町資源有効利用設備設置費補助金交付」開始
平成 25 年 (2013 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「第3次循環型社会形成推進基本計画」策定(国) 「水銀に関する水俣条約」採択(国) 「京都エコ・エネルギー戦略」策定(府) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町第5次総合計画」策定 「環境日記」開始 「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」実施 「精華町子ども祭り」にて「竹」体験コーナーへ参加 「精華町地下水保全要綱」制定
平成 26 年 (2014 年)	<ul style="list-style-type: none"> RE100*発足 	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」策定(国) 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律改正(国) 	<ul style="list-style-type: none"> 「精華町ごみ減量化等検討委員会」設置 「使用済み小型家電のイベント回収」実施 「その他のリサイクルできる紙」を古紙回収補助対象に追加

年度	国際社会	国・府	精華町
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定*採択 (COP21) ・2030 アジェンダ (SDGs) *採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動の影響への適応計画」策定 (国) ・「建築物省エネ法」制定 (国) ・「再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」制定 (府) ・「府燃料電池自動車 (FCV) 普及・水素インフラ整備ビジョン」策定 (府) ・「京都府レッドデータブック」全面改訂 (府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町地球温暖化対策地域協議会」設置 ・「精華町マイボトル普及キャンペーン」実施 ・「精華町地球温暖化対策推進計画 (運輸部門)」策定 ・「公共交通利用転換事業計画」策定
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定*発効 ・世界経済フォーラム (ダボス会議) にて海洋ごみに関する報告書を発表 ・電力の小売全面自由化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」策定 (国) ・「SDGs*推進対策本部」立ち上げ (国) ・「京都府産業廃棄物の 3R 戦略プラン」(府) ・「京都丹波高原国定公園」新規指定 (府) ・「京都府森林環境税」創設 (府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町環境基本計画」中間見直し ・「精華町家庭向け自立型再生可能エネルギー設備導入補助交付」開始 ・「環境日記精華町版」作成開始 ・役場入り口に「環境プラットホーム*」情報棚を設置 ・「精華町ごみ処理基本計画」見直し
平成 29 年 (2017 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術振興基本法」改正 (国) ・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」改正 (国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ組成調査実施 ・水銀使用廃製品の窓口回収実施
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・IPP 総会にて「1.5℃特別報告書」公表 ・SDGs *モデル都市初回選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第 5 次環境基本計画」策定 (国) ・「第 5 次エネルギー基本計画」策定 (国) ・「気候変動適応法」制定 (国) ・「気候変動適応計画」策定 (国) ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 (国) ・「京都府生物多様性地域戦略」(府) ・「京都府生物多様性未来継承プラン」(府) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」稼働 ・フードドライブ*実施
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20 大阪サミット ・新型コロナウイルス感染拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パリ協定*に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 (国) ・「文化財保護法」改正 (国) ・「森林環境税及び森林環境譲与税*に関する法律 (森林環境税法)」制定 (国) ・「森林環境譲与税*」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス*削減キャンペーン実施
令和 2 年 (2020 年)		<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領スタート (小学校 2020 年度～、中学校：2021 年度～、高等学校：2022 年度～) ・「森林環境税」施行 (2024 年度～) ・2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言 (国) ・気候非常事態決議 (国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次精華町環境基本計画策定 (2020 年度)
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年東京オリンピック・パラリンピック大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策推進法」改正 (国) 	

年度	国際社会	国・府	精華町
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP15「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック資源循環促進法」施行(国) ・「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」改正 ・「精華町災害廃棄物処理計画」策定
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「気候変動適応法」改正 ・「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定
令和6年 (2024年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第六次環境基本計画」閣議決定(国) ・「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX推進法)」施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町家庭向け太陽光発電設備等導入事業補助金交付」開始 ・デコ活への賛同 ・ゼロカーボンシティの表明 ・クーリングシェルターの指定
令和7年 (2025年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続可能な社会・経済システム」をサブテーマにした2025年大阪・関西万博が開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」施行(国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精華町第2次環境基本計画」改訂(2025年度)



精華環境プラットフォーム※・意見交換



精華環境プラットフォーム※・現地確認



打ち水大作戦



環境シンポジウム(環境のつどい)



環境日記と表彰式



精華まなび体験教室(環境講座)



新クリーンセンター「環境の森センター・きづがわ」



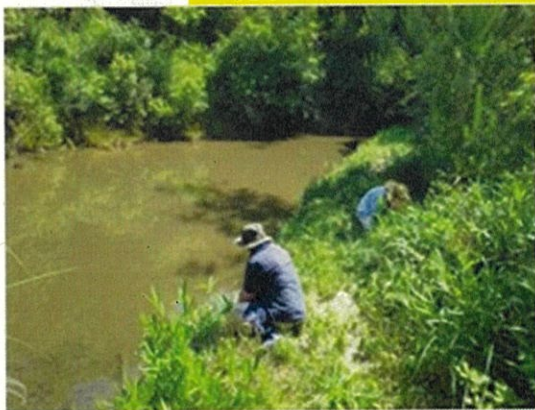
食品ロス※削減キャンペーン



エコ見学ツアー



環境啓発イベント(エコフェス木津川)



里山保全活動



ペットの避難訓練

(2) 第1次計画の総括と中間見直し時点の状況

目標像別に到達点及び課題を示します。環境は多分野に関わり、引き続き、庁内でも全ての部署と連携した取り組みが求められます。

● 目標像1「人・社会」が自然の恵みに感謝し、未来を育むまち～環境“幸”都～

- ・ 精華町クリーンパートナー参加団体数・参加者数ともに増加し、また、地域の団体や子どもを対象とした取り組みなどが進み、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。引き続き、次世代が明るい社会を創造できる取り組みが必要です。
- ・ 一方、環境活動（環境プラットホーム[※]）に関するメンバーの固定化や高齢化は課題であり、新たな世代や層の活動創出や関われるきっかけづくりが求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新しい生活様式や事業スタイル、また、気候変動影響等については弱い部分から影響が出てくるという背景も踏まえ、また地域コミュニティのつながりに着目した取り組みなど、これまでの延長線ではない視点を組み込むチャンスの時期でもあります。
- ・ また、企業が立地している特徴を活かしきれておらず、事業者との協働・連携が課題となっています。SDGs[※]、パリ協定[※]等の環境に関する取り組みが経済界でも進展していることから、世界共通の目標に向けた取り組みが求められています。

○ 中間見直し時点の状況

- ・ 地域の団体や子どもを対象とした取り組みを継続することにより、更なる成果が確認できていることから、小中学生の探求学習等と連携しながら、継続的な学習機会の提供が求められています。
- ・ 一方、活動団体の固定化や高齢化の課題は依然としてあり、一層の活動創出や活動に関わるきっかけづくりが求められています。

コラム：竹福商連携による竹の資源化モデルの構築・実践

- ・ 鹿児島県大崎町では、厄介者扱いされる放置竹林を資源として捉え、利活用する取組を進めており、「高齢者や障がい者の就労意欲を引き出し、社会参加と生きがいづくりの場をつくりだす」ことを目的に、町内の障害者支援施設2箇所、地域住民（高齢者サロン）、食品加工事業者（干し芋製造）、大崎町社会福祉協議会、慶應義塾大学、大崎町役場の連携体制を構築されています。
- ・ 竹林整備で出た竹を竹炭（土壌改良剤）にし、その炭を活用したさつまいも生産、干し芋製造を行い、販売を行っています。地域住民と障がい者施設、企業が連携し、放置竹林対策だけでなく、雇用創出につなげています。

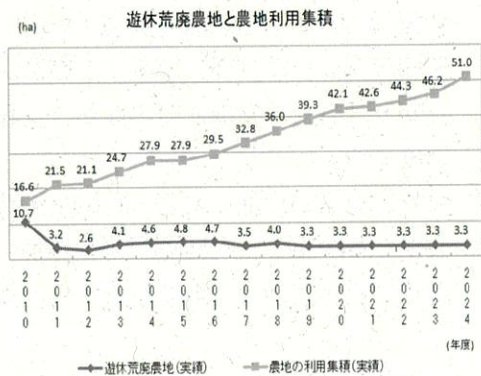
(参考)：天野雄一郎.竹福商連携による竹の資源化モデルの構築・実践－鹿児島県大崎町における新たな調整－.ノウフク

● 目標像2「里山・田畑・歴史文化」を守り、継承するまち～環境“恒”都～

- ・ 遊休荒廃農地の減少や農地の利用集積が増加し、里地の取り組みが進んでいます。環境美化活動や意識も順調に住民・事業者・子どもたちに浸透しつつあることなど、一定の成果が確認できることなどから、概ね順調に進捗している結果となっています。
- ・ 一方、活動団体の高齢化が進む中、企業や大学・研究機関等との協働・連携など多様な主体の参画が求められています。
- ・ 里地（農地等）部分については一定の取り組みが進んでいますが、里山（森林等）については、森林環境譲与税等*の動きも踏まえ、取り組みを位置づけていく必要があります。

○中間見直し時点の状況

- ・ 農地中間管理事業の取り組みや活用により、遊休荒廃農地の増加を抑制することはできていますが、課題となっている里山（森林等）保全における多様な主体の参画については、引き続き取り組みを進めて行くことが求められています。
- ・ また、「水環境の課題」や「放置竹林の課題」、「獣害の問題」、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行」などの対応が求められています。



コラム：ネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた動き

- ・ 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、日本でも生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」の実現と、陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げました。
- ・ この目標を達成するには、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然などの保護地域以外での生物多様性の保全に資する地域設定・促進が求められます。また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっています。そこで、企業等や市町村が増進活動実施計画等を作成し、認定を受けることにより、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保守法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることが可能です。
- ・ 京都府下では、12件の自然共生サイト、7件（令和7年度）の活動計画が認定を受けており、本町では、植彌加藤造園株式会社が、「けいはんな記念公園 自然環境保全活動実施計画」の計画認定を受けています。



(写真提供)：けいはんな記念公園「精華町環境ポータルサイト」

● 目標像3「資源・エネルギー」が健やかに巡るまち～環境“康”都～

- ・ この間、環境の森センター・きづがわの稼働に伴う分別ルールの変更などの影響により燃やすごみが増加し、燃やさないごみが減少しました。また、リサイクル率も減少傾向となっています。
- ・ 温室効果ガスの削減に向けた取り組みも身近なことからできることについては一定の取り組みが進んでいるものの、今後は事業者や庁内関係部署との連携による更なる推進が必要です。
- ・ この間、取り組みが進んだ、食品ロス^{*}や子ども食堂、健康関連事業との連携の促進が求められます。
- ・ 一方、気候変動の影響は顕在化しており、暑熱対策や豪雨等の災害対策、農作物への影響等、適応策を検討していく必要があります。

○中間見直し時点の状況

- ・ ごみ排出量は引き続き減少傾向となっており、町を含め様々な団体等による啓発活動や簡易包装の普及などの社会的な取り組みの成果が現れているものと考えられます。
- ・ 一方で、リサイクル率についても減少傾向となっています。内訳としては、古紙やカン類の回収量が少なくなっており、紙媒体から電子媒体への転換やペットボトル飲料の普及など社会的な背景もあると考えられますが、引き続き啓発活動に取り組む必要があります。
- ・ また、ごみに関する課題として、ごみ出しが困難な高齢者等を支援する取り組みが求められています。
- ・ 令和7年の日本の夏（6～8月）平均気温偏差は、前年、前々年の記録を大幅に上回り、3年連続で最も高い記録となりました。また、歴代最高気温を観測し、猛暑日や40℃以上の延べ地点数の記録も更新しました。これらの猛暑は、地球温暖化が無いと仮定した場合はほぼ発生し得ないものと考えられていますが、地球温暖化の影響を否定するような言説も一部では行われており、科学的な根拠に基づいた理解が得られるよう、啓発に取り組む必要があります。
- ・ また、これらの気候変動への対応については、令和5年に「気候変動適応法」の改正が行われ、熱中症対策も強化されており、精華町でも令和6（2023）年3月に精華町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、脱炭素社会の推進に向けた地球温暖化対策と気候変動の影響に対する適応策の取り組みが進められています。

● 目標像4 環境で「生業(なりわい)」を目覚めさせ、起こすまち～環境“興”都～

- ・ 研究開発型誘致産業施設数・地元雇用者数ともに大きく増加しています。一方、環境分野においては住民・住民団体と企業との連携・協力については、進んでいない状況です。
- ・ 地域の農産物を活用した特産品開発や剪定枝の堆肥化など、多様な実施主体との連携による地域の資源を活用した取り組みは継続して実施されています。
- ・ 事業者の取り組みを後押しする、また連携方策について次の一步が踏み出せる施策や取り組みが必要です。

○中間見直し時点の状況

- ・ 脱炭素社会に向けて、社会的な取り組みが加速している状況にあり、精華町としても住民・住民団体や企業、他自治体などと連携・協力した、より一層の取り組みの推進が必要です。
- ・ 事業者による地域の農産物を活用した特産品開発は、一定の成果を上げており、引き続き特産品開発の支援が求められています。一方で、事業者の取り組みを後押しする、また連携方策について次の一步が踏み出せる施策や取り組みはあまり進んでいない状況です。

コラム：企業間の取り引きにおける環境配慮の変化

- ・ 脱炭素社会を実現するためには、個々の企業の取組だけではなく、サプライチェーン全体で温室効果ガスの排出削減を進めていく必要があります。近年、企業の排出責任はサプライチェーン全体へと拡大しており、それに伴って、サプライチェーン排出量の見える化が求められています。
- ・ サプライチェーン排出量は、自社内における直接的な排出だけでなく、自社事業に伴う間接的な排出も対象として、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指します。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のことです。
- ・ 早くて、2027年3月期から一部企業でサプライチェーン排出量開示が義務化される予定であり、大手企業だけでなく、地域の中小企業も排出量算定の重要性が高まっています。



(参考)：脱炭素ポータル (環境省)

第2章 精華町がめざす環境の姿

2-1 環境像及び環境像を実現するための4つの「目標像」

これからの精華町では、少子高齢化を踏まえた、生活に必要な諸機能が近接した、地域経済が循環する持続可能なまちづくりが必要となっています。

環境像は、精華町の自然の豊かさや、関西文化学術研究都市が立地する都市基盤、昔から培われた、すべての住民の知恵や関西文化学術研究都市の先端科学技術などの全体が相乗効果のもとで最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

これらの考えを、「環境の恵み」、「人」、「知恵と技術」が入り混じり相乗効果によって最適なバランスが保たれるまちが精華町であるとし、「環境交都・精華町」を精華町の環境像として表します。

また、環境像は次の4つの側面を「目標像」としてめざします。

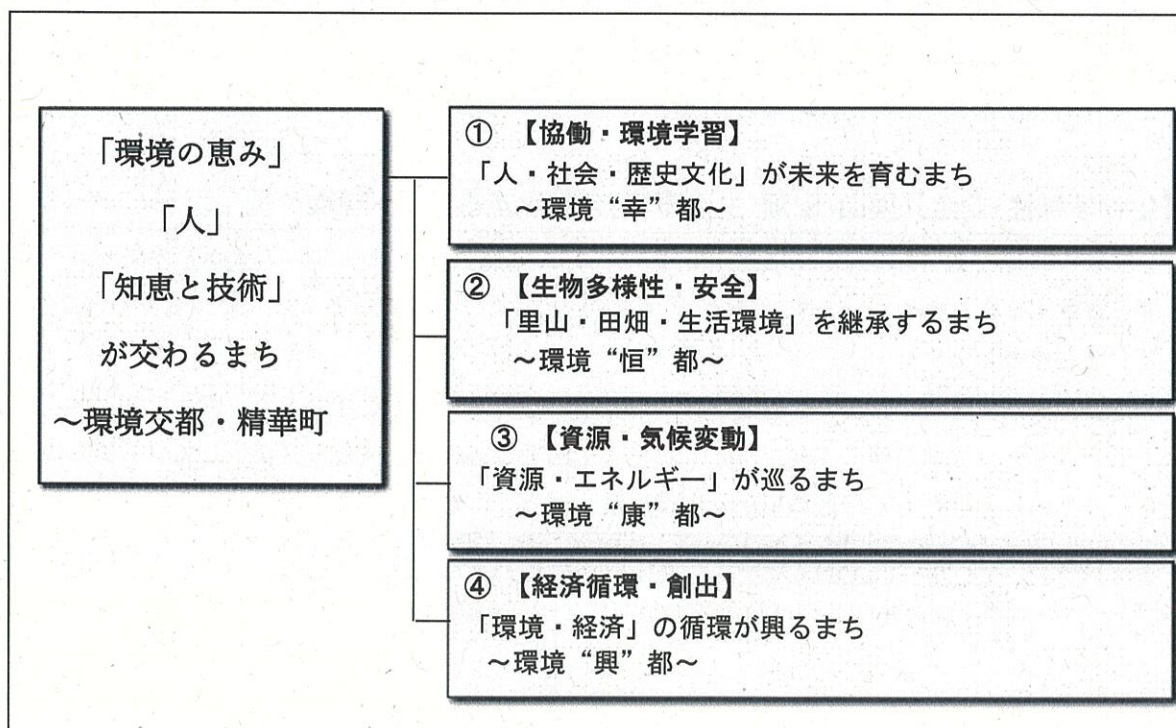


図 環境像と4つの目標

4つの側面は相互に関連するものです。これらの相乗効果のもとで精華町全体の環境の価値を高め、それによってまちに新たな活力が生まれるなど、全体が最適なバランスを保つことができるまちをめざします。

また、一部、定量目標を定めます。定量目標は、今後10年間で具体的に伸ばしていきたい点やリーディングプロジェクトに関連する項目、また精華町らしさがより出る項目を抽出し、設定しました。

①【協働・環境学習】「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち～環境“幸”都～

自然の恵みと人を育み継承してきた社会・歴史文化に感謝し、地域に関わるすべての人が地域の環境を守り、未来を大きく育むまちをめざします。環境“幸”都の「幸」は、「さち・しあわせ・さいわい・繁栄」などを表します。

定量目標は、この10年間取り組んできた環境学習をさらに伸ばしていくことを目標に設定しました。

定量目標	10年後の目標値
環境学習に資する町主催・後援の取り組み件数	・10（件/年）

②【生物多様性・安全】「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～

地域に関わるすべての人が里地里山を守り、伝え、継承するとともに、人々が営み暮らしの環境を継承するまちをめざします。環境“恒”都の「恒」は、「永遠であること・いつも変わらないこと」などを表します。

定量目標は、町でこれまでも把握されている学校給食の町内産食材の占める割合を伸ばしていくこと、また、立地環境により、子どもが里山や田畑と触れ合う機会に差が生じていることから、全ての子どもたちが地域の里山や田畑に触れ合うことができるよう設定しました。

定量目標	10年後の目標値
給食での地場産物の年間利用回数の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所給食 15.0%以上 ・小学校給食 20.0%以上 ・中学校給食 15.0%以上
子どもたちが里山や田畑に触れた件数	・全生徒が触れること

③【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち～環境“康”都～

国、京都府とともに、令和 32(2050)年までに「温室効果ガス排出量実質ゼロ」にすることを目指します。地域に関わるすべての人が資源とエネルギーを大切にし、資源とエネルギーを有効に利用するとともに、すでに起こっている、また起こりうる気候変動に備えるまちをめざします。環境“康”都の「康」は、「健やか」などを表します。

定量目標は、資源循環の基本である「町民 1 人 1 日あたりごみ総排出量」を設定するとともに、新たに、本町における温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。あわせて、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進行管理指標についても動向を確認していきます。

また、地域全員で取り組んでいくために、情報発信回数を設定しました。

定量目標	10 年後の目標値
町民 1 人が 1 日に出すごみの量	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 (2015) 年度と比べて令和 8(2026)年度に 1 人 1 日あたり、ごみ総排出量で約 2.6%削減 (20 グラムの減量) ※一般廃棄物処理基本計画の目標値と連動します。
温室効果ガス排出量削減量目標	<ul style="list-style-type: none"> 2030 年度時点で 2013 年度比 46%削減 (排出量を 8.3 万 t-CO₂ に削減)
資源・気候変動に関する情報発信 (うち、再生可能エネルギー、省エネルギー、気候変動影響に関する情報発信)	<ul style="list-style-type: none"> 20 (件/年) (うち、5 (件/年))

④【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち～環境“興”都～

地域資源の活用や地域のつながりにより、地域経済が循環するとともに、地域資源を活用した生業を起こし、また、地域全体で精華町の魅力を発信していくまちをめざします。環境“興”都の「興」は、「心に感じる楽しさ・おもしろみ」などを表します。

定量目標は、「企業の環境に関する取り組み情報の発信回数」としました。これは、地域内の企業の方々による環境をよりよくする取り組みがなされているものの把握ができておらず、また地域の方々にお知らせすることができていなかったことから、まずは、町で情報を収集し、地域へ発信していき、企業の方々と連携した活動へつなげていければと考えて設定しました。

定量目標	10 年後の目標値
HP や広報等における企業の環境に関する取り組み情報の発信件数	<ul style="list-style-type: none"> 5 (件/年)

第3章 目標達成のために取り組むこと

3-1 体系別の取り組み

精華町の望ましい環境像の実現に向け、目標像と取り組み内容を次のように整理し、計画を推進します。

環境像	目標像	取り組み内容
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち「環境交都・精華町」	【協働・環境学習】 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1) 地域の多様な関わりの増進 ① 歴史文化・地域コミュニティとの連携促進 ② 多様な主体が連携可能なくみづくり ③ 各種主体の発掘及び取り組み支援
		(2) 環境学習の推進 ① 環境学習機会の拡大と充実 ② 実践活動に対する支援
	【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	(1) 里地里山の保全と継承 ① 生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進 ② 多様な主体による里地里山管理の推進
		(2) 安全・安心な環境の確保 ① 環境監視・観測体制の充実 ② 公害対策の推進
		(3) 環境美化活動の推進 ① 不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進 ② 住民意識の啓発活動の推進
		(4) 美しい景観の充実 ① あき地、休耕地、空き家等の適正管理 ② 緑化の推進
	【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	(1) 地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応 ① 省エネルギーの推進 ② 再生可能エネルギーの推進 ③ 環境に配慮したライフスタイル*と事業活動の啓発 ④ 気候変動への適応
		(2) 循環型社会の構築 ① ごみを出さないライフスタイル*の啓発 ② 再生利用・リサイクル・適正処理の推進 ③ 新たな課題(食品ロス*・マイクロプラスチック*)への対応
		(3) 環境に配慮した交通手段の充実 ① 公共交通の利用促進 ② 環境負荷の少ない交通の充実
	【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち ～環境“興”都～	(1) 関係機関との連携及び事業者の取り組み促進 ① 環境関連産業*との連携・育成の促進 ② 地域資源を活用した新ビジネス創出の促進 ③ 地域事業者の取り組みの情報収集・発信

3-1-1 【協働・環境学習】「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち～環境“幸”都～

(1) 地域の多様な関わりの増進

① 歴史文化・地域コミュニティとの連携促進

現在の環境は、これまでの歴史や土地の成り立ち、人々の営み、文化を背景に形成されています。これから経験したことのない気候変動への備えや地域環境づくりにとって、地域の歴史や文化、ご近所のコミュニティ・つながりが重要な基盤となります。

そのため、新たな活動支援だけでなく、地域の昔ながらの知恵やつながりを育む取り組みを推進します。

② 多様な主体が連携可能なしくみづくり

計画の策定過程、及び施策や事業の計画段階から事業実施段階に至るまで、多様な主体による参加・参画を推進します。また、IT技術等も積極的に活用しながら、新しい主体の発掘に努めます。

精華町の町域の範囲にとどまらず、境界を越えて解決が必要である問題、あるいは広域連携が有効な事業については国や他の地方公共団体とも協力し、必要に応じて周辺地域を含めた取り組みにつなげていきます。

③ 各種主体の発掘及び取り組み支援

地域において、多様な主体が、自主的に環境課題に取り組む活動を支援、促進することに努めます。また、自治会等の組織と、専門性・経験・人材・ネットワーク等が豊富な住民団体等の団体が連携した活動を推進します。

あわせて、持続的な環境づくりのため、地域内連携促進のため、新たな人材・活動の発掘に努めます。

(2) 環境学習の推進

① 環境学習機会の拡大と充実

環境学習は、持続可能な社会を築くための基礎となるものです。多くの主体が環境の現状や問題点などを正しく認識し、日常生活や事業活動などのあらゆる場で、自ら環境に配慮した行動へとつなげるために、自律的な学習活動を進めます。また、小中学校との探究学習における連携を促進します。

あわせて、意識の変化を行動の変化につなげることを念頭に啓発活動を行い、これまで環境活動にあまり関わりがなかった人、精華町の外からの来訪者や子育て世代の親子など、幅広い住民・事業者等への環境学習を広げる取り組みを拡げます。

② 実践活動に対する支援

環境学習は長期的に継続して行うことが重要であるため、地域・家庭・事業者・団体など身近な場で、多様な世代を対象にした、幅広いテーマによる環境学習を促進・支援します。

自主的・自発的な活動や取り組みを支援するため、活動への協力、情報の提供などを行います。

3-1-2【生物多様性・安全】「里山・田畑・生活環境」を継承するまち～環境“恒”都～

(1) 里地里山の保全と継承

① 生物多様性の保全と多様な環境とのふれあい促進

里地里山において、生態系や特定外来生物の問題に配慮した生物多様性の保全に努めるとともに、自然学習講座などを通じて、自然環境保全の意識向上を進めます。また、環境学習の場としても活用し、次代の担い手である親子が参加しやすい機会の創出を促進します。

また、自然とふれあう生物の生息環境として、身近な植物・昆虫・小動物などとふれあうことのできる場の確保に努めます。

あわせて、学校給食への町内産食材の提供など地産地消を推進し、生態系サービスに触れる機会を創出し、農地保全につなげます。

② 多様な主体による里地里山管理の推進

精華町に残された緑や、河川・ため池などの貴重な生物の生息空間を保全し、高まりつつある地域住民の自然に関わる取り組みを引き続き支援するため、新規就農者、事業者、大学、団体等多様な主体による里地里山の管理や利活用を推進することにより、公有地・民有地の自然の保全に努めます。

また、里山を荒廃したままにしておくと、農地への鳥獣被害や林地崩壊等により民家等への被害が起こる可能性もあります。そのため、森林環境譲与税等^{*}を活用し、森林管理の適切な推進と環境学習の場として活用する仕組みづくり、枯損木・風倒木の処理、竹林の拡大防止対策の推進、木材等資源の有効利用、事業者・住民参加の森林づくりを進めます。

(2) 安全・安心な環境の確保

① 環境監視・観測体制の充実

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などに基づく規制基準を遵守するよう指導を行うとともに、適時、事業者への立入検査、指導などを実施し、関係する法律に照らし野焼きなどについて適正な啓発をします。

また、公害の状況を把握し、公害防止のための規制措置を講じるため、大気汚染、水質汚濁などの監視を行っています。各種公害対策や新たな環境汚染問題と連動した環境への影響監視・汚染状況の測定などを充実します。

② 公害対策の推進

有害化学物質対策については、監視体制の充実に努めるとともに、規制基準の遵守並びに指導など発生源対策に努めます。

また、人の活動に伴って排出される有害物質による土壌汚染についても、人の健康や生活環境への影響を把握するため、原因追求の調査を行います。

(3) 環境美化活動の推進

① 不法投棄、ポイ捨て、ペットのふん放置の防止推進

「精華町まちをきれいにする条例」に基づき、住民一人ひとりの不法投棄などへの環境認識の醸成と向上を図るため、ごみのポイ捨て防止、ペットのふんの持ち帰りや適切な飼育方法などの啓発を行います。

② 住民意識の啓発活動の推進

快適な環境づくりを進めるため、身近な地域の公園や道路、河川・水路の清掃活動など、住民の自主的な環境美化活動を促進するとともに、住民・事業者などへの啓発活動を推進します。

(4) 美しい景観の充実

① あき地、休耕地、空き家等の適正管理

精華町の住宅地内のあき地、休耕地等の適正管理を促すとともに、空き家等危険家屋の管理について関係部署が連携を図って適切な措置を行います。

また、歴史的遺産や歴史的景観などを保全するため、特に史跡や建築物などの歴史的価値や景観に果たす役割を踏まえた地区のあき地、休耕地等の適正管理に努めます。

歴史的景観などについては、周辺環境との一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりへの活用に努めます。

② 緑化の推進

公共の広場や壁面の緑化、プランター緑化並びに街路樹等の保全整備など施設規模に応じた緑化及び維持管理に努めます。

また、地域コミュニティ拠点でもある集会所や学校などにおいて、住民参加型で愛着のもてる緑化を進めるとともに、地域特性を踏まえた緑化により特色のあるまちづくりを行います。

3-1-3 【資源・気候変動】「資源・エネルギー」が巡るまち～環境“康”都～

(1) 地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応

① 省エネルギーの推進

庁内、一般家庭及び事業者における省エネルギーの推進を行います。具体的には、建築物の建設や改修時における断熱改修や、機器更新期における高効率機器導入を推進します。また、省エネ対策に関連する情報提供を図ります。

② 再生可能エネルギーの推進

温室効果ガスを排出する化石燃料などからの脱却を図るため、持続可能なエネルギーとして、太陽光・熱、風力、水力、地熱、バイオマス*などの中から、地域の特性にあった再生可能エネルギーなどの普及が必要です。役場庁舎や公共施設などで率先的に再生可能エネルギーなどの導入を図るとともに、全庁的に再生可能エネルギーなどへの理解と活用に努めます。

また、令和 32(2050)年脱炭素化に向けて、使用電力を再生可能エネルギー100%へ転換する国際的なイニシアティブ Re100※や中小企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ 100%利用を促進する新たな枠組み「再エネ 100 宣言 RE Action」等の普及啓発を行い、再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギー由来のエネルギー調達を促進します。

なお、再生可能エネルギー導入にあたっては、地域の生活環境を阻害する可能性もあることから、環境省の太陽光発電の環境配慮ガイドライン等や他市町の取組事例を参考としながら適時検討を行います。

③ 環境に配慮したライフスタイル※と事業活動の啓発

温室効果ガス削減や環境に関する取り組みは、その効果がすぐには目に見えにくいもので、できるだけ住民・事業者などの日常の中に取り組みを根付かせていく必要があります。

精華町の所有する情報の積極的な公開に努めるとともに、広報誌や情報誌、インターネットやケーブルテレビなど、さまざまな広報媒体を活用し、意識啓発を図るとともに、各種啓発展示、イベント、講座などにおいて環境に関するテーマを積極的に取り上げ、啓発に努めます。

また、遠距離での食料輸送には大量の燃料・エネルギーが必要となります。そういった食料の輸送距離の観点から考えると、できる範囲から地産地消を進めていくことで、不必要なエネルギー消費や温室効果ガスの排出削減を図ることができます。同時に、消費者にとっても生産者の顔が見える距離で食料を手に入れることができ、食の安全・安心につながります。精華町内の諸団体と連携しながら、地産地消を推進します。

また、立地される企業の増加によって、町全域としての電力消費量の増加や都市排熱が問題になることが想定されるため、事業者に対する環境への配慮を求めるとともに、新たな環境課題に注視し、情報収集・啓発、対応を行います。

④ 気候変動への適応

どんなに温室効果ガス削減の取り組みを行ったとしても、将来、気温が上昇すると科学的に予測されています。また、近年、その影響は顕在化しつつあり、気候変動へ備える必要があります。

地域のどの分野（農林業、水質環境、健康、気象災害等）にどんな影響が起こる可能性があるかの情報収集をするとともに、ソフト・ハードともに適応策を推進します。

また、経験したことがない気象災害が起こりうることを想定し、地域コミュニティにおける防災力向上のため、自治会等とも連携し普及啓発等を行います。

コラム：気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化

- ・ 近年、世界中で災害をもたらす異常気象が毎年のように発生しており、日本でも「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」をはじめ、豪雨災害などによる被害が生じています。
- ・ 精華町では、住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、地域の実情に即した災害対策全般にわたる「地域防災計画」を策定しています。
- ・ 一方、災害対策は一人ひとりが災害について関心を持ち、いざというときに落ち着いて行動できるよう、日ごろから災害に際しての正しい心構えを身につけておくことが大切です。
- ・ 「自宅の最寄りの避難場所はどこか」「備えは大丈夫か」などを「浸水・土砂災害ハザードマップ」や「地震ハザードマップ」、「防災重点農業用ため池の浸水想定区域図」を活用して確認しましょう。



(参考)：国土交通白書 2022 (国土交通省)

(写真提供)：(一財)消防防災科学センター「防災写真データベース」

(2)循環型社会の構築

① ごみを出さないライフスタイル^{*}の啓発

ごみの発生抑制には、住民一人ひとりが自分のライフスタイル^{*}を見直すことも重要ですが、マイボトル、マイ箸等の持参、容器包装の削減や環境に配慮した販売システムの導入など、事業活動における環境配慮の促進が不可欠なため、住民・事業者・行政がお互いの立場を尊重しながら取り組みを進めます。

また、会議時のペーパーレス化など、できるところから新たな取り組みを進めます。

特に、住民にはリデュース、リユース、リサイクルの3R運動推進^{*}を行います。

② 再生利用・リサイクル・適正処理の推進

分別収集や集団回収への住民の協力や、地域の自主的なリサイクル活動を一層推進するため、ごみ分別や出し方の周知徹底や、地域特性に応じた情報提供の仕組みづくりを進めます。

また、団体による子ども服の交換会や廃油回収、古紙回収などごみとなる前のリユース・リサイクル活動を活性化するとともに、地域特性に応じた自主的な活動の展開を支援します。

③ 新たな課題(食品ロス^{*}・マイクロプラスチック^{*}等)への対応

「食品ロス^{*}」については、企業や住民団体とともに生産者・消費者への啓発を行い、食べられる食品を子ども食堂、フードバンクなどで有効利用する活動が生まれています。近年、顕在化している「食品ロス^{*}」の課題や「マイクロプラスチック^{*}」の課題へ、町、住民、事業者連携のもと、取り組みを推進します。

また、身近にできる取り組みの推進（3010 運動やマイバッグの推進など）や地域の発生状況やその影響を住民等へ普及啓発を行うとともに、地域・事業者の取り組みの支援を行います。

なお、少子高齢化時代において、ごみ出しが困難な高齢者等の方へのサポートについて、その制度の検討が行われています。（令和 7 年 10 月時点）

(3) 環境に配慮した交通手段の充実

① 公共交通の利用促進

運輸部門における温室効果ガス排出量は、個人生活の中でも自動車の排出割合が4分の1と言われているほか、事業者の自動車利用による温室効果ガスの排出量も多く、対策に向けた主な取り組みとして、**自家用車利用の抑制及び、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。**

引き続き、公共交通機関の利用を促進します。

② 環境負荷の少ない交通の充実

精華町は地形に起伏が大きく、丘の上の居住地から町の中心部までの高低差が、高齢者などの外出・移動の妨げとなっています。

現在、自動車に関する環境技術は日々進展しており、低炭素化や電動化は加速的に進んでいます。積極的に情報発信を行い、電動自転車や小型電動自動車など、より CO₂ 排出量が少なく、高齢化社会にふさわしい快適で利便性の高い交通・移動手段の充実にめざして、環境負荷の少ない交通手段・交通行動への転換に向けた意識醸成と行動喚起を行います。

あわせて、環境負荷低減と健康づくり推進に効果のあるウォーキングやサイクリング活動を促進します。

3-1-4【経済循環・創出】「環境・経済の循環」が興るまち～環境“興”都～

(1) 関係機関との連携及び事業者の取り組み促進

① 環境関連産業※との連携・育成の促進

精華町の関西文化学術研究都市を生かし、環境関連産業※の誘致・振興による地域の活性化に努めます。また、精華町内及び周辺に立地する資源を上手に循環させ、活用している産業との連携の可能性を検討するとともに、これらの産業の育成を図ります。

新たに立地する企業との環境に関する対話を図り、地域活性化につながる取り組みへの参加を促進します。

また、けいはんなエコシティ推進プランを京都府と共に推進します。

② 地域資源を活用した新ビジネス創出の促進

精華町の豊かな里地里山に囲まれた地域資源やベンチャービレッジなどのビジネス環境を生かし、地域資源を活用した新ビジネス創出の促進を行うとともに、その情報の積極的な発信を行います。

③ 地域事業者と地域課題解決の連携促進

環境課題、地域課題、経営課題を包摂し、統合的に解決していく取り組みが必要です。

そこで、地域課題や環境課題と地域事業者の力をマッチングする機会を創出し、連携の促進を図ります。

④ 地域事業者の取り組みの情報収集・発信

地域事業者独自の環境に関する取り組みを定期的に収集するとともに、町内へ情報発信を行います。また、地域事業者と関係性を育み、地域での活動の連携を促進します。

コラム：精華町内の営農者と地域企業の連携事例























- ・ 近年、「歳をとって農業を続けることが厳しい」などの理由から、農業の担い手が徐々に減少し、地域の営農者だけでは農地を維持していくことが難しくなっています。
- ・ 一方で、本格的に農業に取り組まないまでも、心身のリフレッシュのため、「土とふれあいたい」「農業の体験をしたい」という方も徐々に増加しています。
- ・ こうした中で、担い手の確保が困難な農地の有効な活用と企業の従業員の福利厚生の一環として、営農者が地域企業に農地を貸借し、企業の従業員の農業体験の場として、自分たちで育てたお米を収穫してもらうなどの取り組みも行われています。
- ・ 整然と建ち並ぶ学研企業や住宅地、そこから一步離れると広がるのどかな田園風景。それが精華町の大きな魅力であり大きな財産です。営農者と地域企業の連携したこうした取り組みを参考に、将来に渡って、この財産を大切に守っていく方法を考えていくことも重要です。

写真：田園風景（精華町）



● 参考:SDGs※各ゴールとの関連

本町の環境像、環境目標とSDGs※との関連を以下に示します。なお、SDGs達成に向けては、それぞれの取り組みにおいて、「誰一人取り残さない」こと、また、各分野「統合的」に取り組むことが求められています。

環境像	目標像	取り組み内容	主な関連するSDGs※
「環境の恵み」「人」「知恵と技術」が交わるまち 環境交都・精華町	【協働・環境学習】 「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	(1) 地域の多様な関わりの増進	  
		(2) 環境学習の推進	
	【生物多様性・安全】 「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	(1) 里地里山の保全と継承	  
		(2) 安全・安心な環境の確保	  
		(3) 環境美化活動の推進	  
		(4) 美しい景観の充実	
	【資源・気候変動】 「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	(1) 地球温暖化防止の推進と気候変動影響への適応	  
		(2) 循環型社会の構築	  
		(3) 環境に配慮した交通手段の充実	
	【経済循環・創出】 「環境・経済の循環」が興るまち ～環境“興”都～	(1) 関係機関との連携及び事業者の取り組み促進	  
			

3-2 リーディングプロジェクト*

精華町の環境像・目標像の実現に向けて大きな効果が期待される、総合的かつ横断的な推進が必要な当面重点的に取り組む具体的行動をリーディングプロジェクト*として位置づけ、環境基本計画全体を実現に向けてリードする誘導的なプロジェクトとします。

本計画では、次の5つをリーディングプロジェクト*として掲げることとします。

■目標像とリーディングプロジェクト*の関係

	目標像			
	「人・社会・歴史文化」が未来を育むまち ～環境“幸”都～	「里山・田畑・生活環境」を継承するまち ～環境“恒”都～	「資源・エネルギー」が巡るまち ～環境“康”都～	「環境・経済の循環」が興るまち ～環境“興”都～
次世代を育むプロジェクト	★	○	○	★
精華3C (チャレンジ・クリーン・クロス) プロジェクト	○	○	★	○
「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト	★	○	○	★
精華里地里山×子ども・町民・事業者プロジェクト	○	★	○	○
環境への一歩とつながりを育むプロジェクト	★	○	○	○

★：特に深いかわり

3-2-1 次世代を育むプロジェクト

<p>目的</p>	<p>これまでの環境学習の取り組みを活かし、伸ばす取り組みを実施する。 また、事業者と環境学習とのつながり創出、地域内の事業者同士が知り合ったり、事業者と地域や地域団体が出会い、新たな活動の創出を生み出す場づくりを行う。</p>
<p>主な対象</p>	<p>子ども、事業者</p>
<p>取り組みイメージ</p>	<p>○環境日記に関する取り組みの充実（事業者との連携など） 例：事業者と連携し、親子を対象に環境関連施設や事業者の工場見学を通して身近な生活のエコから地球環境・SDGs*までを考えるワークショップ3日間のプログラムを実施するなど。</p> <p>○環境をテーマとした事業者同士がつながりあう場の創出イメージ ステップ1：事業者の環境情報収集・発信、セミナーの開催 ステップ2：事業者同士が知り合う場の創出（環境プラットフォーム*事業所版） ステップ3：環境プラットフォーム*等の融合 など</p> <p>○RE100*の取り組み推進</p>

環境日記に関する取り組みの充実
(事業者との連携など)



環境をテーマとした事業者同士が
つながりあう場の創出

事業者の環境情報
収集・発信
セミナーの開催

事業者同士が
知り合う場の創出



多様な主体との連携・協力

RE100の取り組み推進

再エネ100%



3-2-2 精華3C(チャレンジ・クリーン・クロス)プロジェクト

<p>目的</p>	<p>地域のすべての人が、地域の環境を守り、未来を大きく育むまちを実現するために、まちを美しくする活動を進める。</p> <p>また、環境に触れるきっかけとして、テーマを決めて取り組むものとする。</p>
<p>主な対象</p>	<p>事業者、団体</p>
<p>取り組みイメージ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○環境美化活動の推進 ○ごみの排出抑制、ごみの発生抑制、ごみの分別と再資源化の徹底 ○不法投棄及びポイ捨て、ペットのふん対策の強化 ○食品ロス*やプラスチック削減など新たなテーマへの取り組みを推進

環境美化活動の推進



ごみの排出・発生抑制

ごみの分別と再資源化の徹底



不法投棄対策の強化



食品ロスなど新たなテーマへの取組を推進



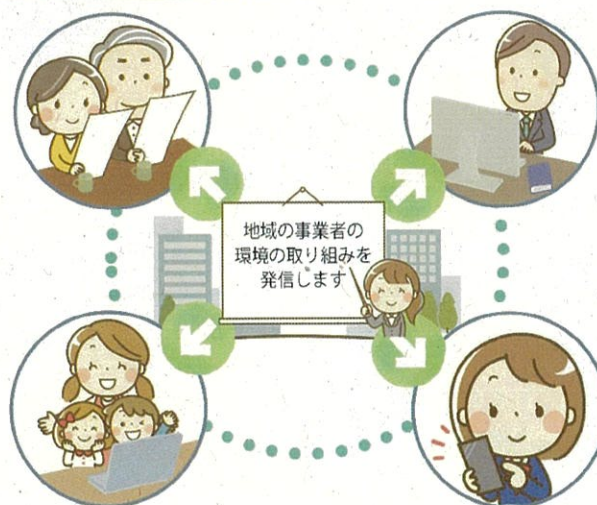
3-2-3 「今日あなたは(環境に良いことについて)何をしましたか」プロジェクト

目的	地域のすべての人が、環境に関わる活動の中で充実した体験・経験を 得て、自主的な環境活動を進める。地域の事業者の方をはじめとして、地 域の方が、どのような活動をしているのか、見える化する。
主な対象	町民、事業者、町
取り組みイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ○精華町として「環境の日」を設定し全町で実践 ・「環境の日」を制定し、「今日あなたは(環境に良いことについて)何をし ましたか」と呼びかける(啓発する)。 ○クールチョイス*の推進 ○事業者の取り組み収集および発信 ・地域の事業者における環境に関する取り組み内容を町の HP や環境報告 書で発信 ○実施したこと～目標宣言型への移行 ・町民、事業者が実施したことを収集・発信が定着してきた段階で、「今年 の目標」を宣言してもらう目標型へ移行させる など ○環境学習の機会の拡充

「環境の日」を実践



事業者の取り組み収集および発信



3-2-4 精華里地里山×子ども・町民・事業者プロジェクト

目的	地域の里地里山の保全・活用に関する取り組みの推進およびそれらの魅力・文化を町民へ伝えていくための活動を進める。
主な対象	団体、町、事業者
取り組みイメージ	<p>○地域活動と子どもたちが出会う場の創出</p> <p>ステップ1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体による里地・里山に関する取り組みの収集・発信 ・地域団体・活動団体と連携した子どもや親子が参加できる活動の企画・発信 など <p>ステップ2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山に触れることができるイベント等の年間カレンダー作成など定着を促進 など <p>○森林環境譲与税*活用に関する取り組みの発信</p>

地域活動と子どもたちが
出会う場の創出



子どもや親子が参加できる活動の規格・推進



里地里山に触れることができるイベント等の定着を促進

3-2-5 環境への一步とつながりを育むプロジェクト

目的	地域のすべての人が、地域の環境を守り育てるまちづくりを実現するために、多様な主体が連携可能な仕組みづくりを行う。
主な団体	団体、町民
取り組みイメージ	<p>○多分野連携等を創出する環境プラットフォーム[※]への再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境プラットフォーム[※]を地域の環境・子どもを育むプラットフォーム（仮）とするなど、幅広く参加しやすいプラットフォームへ展開するため、環境という切り口に限らず、多分野の団体が参画しやすいきっかけづくりを行う ・多様な団体の交流の場とするとともに、1年に1回、環境像に沿ったテーマを決めて、活動を行う（例：フードドライブ[※]、脱プラスチック、脱炭素など）。 <p>ステップ1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多分野連携促進のための勉強会（精華町内の他分野で活動されている方（団体）を講師として）を開催する。 <p>ステップ2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を促す、参画を促すきっかけの取り組みを環境プラットフォーム[※]主催で実施する。（例：テーマに沿った「〇〇コンテスト」を行い、担い手発掘や町民への普及啓発を行う など） <p>○過去10年間に環境日記に取り組みされた方との関係性強化</p>

多分野連携等を創出する 環境プラットフォームへの再構築



第4章 計画の推進方策

4-1 推進方策

本計画に基づくさまざまな施策、プロジェクトを確実に実行し、めざす環境像を実現していくためには、総合的に推進する体制が不可欠です。

また、計画の進捗状況を確認しながら、適切に対応していく必要があります。その際、進行管理を行う中で課題となった事項について、関係する施策やプロジェクトとの調整を行い、対応できる仕組みが必要となります。

このため、本計画の策定は住民、事業者、住民団体等、及び行政による協働で実施しました。

今後も精華町の環境施策を推進するためには、行政だけでなく、多様な主体のパートナーシップ※によって相乗効果をもたらすような体制が必要です。

- **推進体制のしくみ**

本計画に基づく各種環境施策の推進及び進捗状況などを点検するため、精華町環境推進委員会を設置します。

- **年次報告**

本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、「精華町の環境」を公表すると共に、概要を広報誌「華創」で報告します。

4-2 推進体制

- **パートナーシップ※の体制**

広く、住民、事業者、住民団体等が本計画の施策の推進及び進捗状況などの点検に参加できる仕組みとして、「精華環境プラットホーム※」での意見交換などを通じて、本計画に基づくリーディングプロジェクト※の推進や取り組み状況の確認などを行います。

- **行政内の推進体制**

住民、事業者、住民団体等とのパートナーシップ※に基づき、行政が主体的に責任を持って本計画を推進していくために、庁内連携の推進体制について充実を図ります。